

議案第11号

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程（案）

第1条 広島県薬剤師会保険薬局部会（以下「本部会」という。）は本部会規程第5条に定めるところにより、本規程による**負担金**を保険薬局部会会員（以下「本部会員」という。）は納付する。

第2条 本部会員の納付する**負担金**は、次のとおりとする。

| ランク | 1月あたり 枚数 | 1月あたり の会費金額 | 年間会費 | 年間負担金 |
|-----|-------------|----------------|---------|---------|
| A | 0～ 100枚 | 475円 | 5,700円 | 2,850円 |
| B | 101～ 200 | 665 | 7,980 | 3,990 |
| C | 201～ 300 | 1,520 | 18,240 | 9,120 |
| D | 301～ 400 | 2,565 | 30,780 | 15,390 |
| E | 401～ 500 | 3,800 | 45,600 | 22,800 |
| F | 501～ 600 | 5,225 | 62,700 | 31,350 |
| G | 601～ 700 | 6,840 | 82,080 | 41,040 |
| H | 701～ 800 | 8,645 | 103,740 | 51,870 |
| I | 801～ 900 | 10,640 | 127,680 | 63,840 |
| J | 901～1,000 | 12,825 | 153,900 | 76,950 |
| K | 1,001～1,500 | 14,250 | 171,000 | 85,500 |
| L | 1,501～ | 19,000 | 228,000 | 114,000 |

第3条 部会長は、毎会計年度の当初において各**地域薬剤師会**に対し、**負担金**の割当額を通知しなければならない。

2 割当額は、各**地域薬剤師会**所属の本部会員の当該会計年度の前々年11月から前年10月までの、処方せん取り扱い枚数により算出した額とする。

3 **負担金**対象期間から本部会員となった本部会員の**負担金**の計算については、その期間（加入後、締切月まで）の処方せん総枚数を本部会員としての期間（月数）で除した枚数をもって算出した額とする。

4 本部会員が前年11月から当年3月までの間に退会した場合、**負担金**の納入を免除するものとする。

第4条 **負担金**は、各**地域薬剤師会**が本部会員から取り纏めて期日までに本部会に納付するものとする。

第5条 納入した**負担金**は、その理由の如何にかかわらず返還しない。

第6条 この規程の改正は、**総会**の決議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成28年3月27日に制定し、平成27年4月1日から適用する。

2 広島県薬剤師会保険薬局部会会費賦課納付規程は廃止する。